

令和5年度集団指導資料

障害福祉サービス事業所等の運営上の 留意点について

障害児入所支援

**群馬県健康福祉部障害政策課
施設利用支援係**

目次

- 1 令和3年度報酬改定に伴う義務化について
- 2 届出関係の留意事項について
- 3 サービス管理責任者のみなし配置について
- 4 新型コロナウイルス感染症報告について
- 5 障害児の新たな移行調整の枠組みの構築について

1 令和3年度報酬改定に伴う義務化について

R6.4.1から義務化

1. 感染症対策の強化に係る取組みの義務化

委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施等

2. 業務継続に係る取組みの義務化

計画の策定、研修の実施、訓練の実施等

(参考) 令和4年4月1日～義務化

- ・ **障害者虐待防止の取組みの義務化**
委員会の開催、研修の実施等
- ・ **身体拘束等の適正化に係る取組みの義務化**
委員会の開催、指針の整備、研修の実施等

1. 感染症対策の強化に係る取組みの義務化【全サービス】

感染症の発生及びまん延防止等に関する取組みの徹底を求める観点から、事業者の取組みとして、次の①～③が義務づけられました。3年間の経過措置の後、令和6年4月1日から義務化されます。

① 感染症委員会の定期開催及び結果の従業員周知徹底の義務化

- 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）を指します。（テレビ電話装置等を活用して行うことも可能）
- 感染対策委員会の定期的な開催及び、検討結果を従業員に対し、周知徹底をはかることが義務化されます。

② 指針の整備の義務化

- 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備が義務化されます。
- 指針には、平常時の対策と、発生時の対応を規定する必要があります。
- それぞれの項目の記載内容の例については、厚生労働省資料「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討してください。

③ 定期的な研修・訓練の実施の義務化

- 従業員に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施と、研修の実施と、研修の内容についての記録が必要となります。
- 指針には、平常時の対策と、発生時の対応を規定する必要があります。
- それぞれの項目の記載内容の例については、厚生労働省資料「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討してください。

2. 業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化【全サービス】

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスを受けられるよう、事業者の取り組みとして、次の①～③が義務づけられました。3年間の経過措置の後、令和6年4月1日から義務化されます。

①業務継続計画の策定の義務化

※当該項目については、「障害福祉サービス事業者における業務継続計画（BCP）について」で詳細をご説明します。

②定期的な研修・訓練の実施の義務化

○従業者に対して、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練の定期的な実施（年1回以上（※））が義務化されます。

○研修の実施内容についても記録してください。

○訓練（シミュレーション）は、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実施する支援の演習等を実施してください。

※障害者支援施設及び障害児入所施設は、「年2回以上」実施してください。

③業務継続計画の定期的な見直し

○業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更してください。

- 身体拘束廃止未実施減算について、**令和5年4月より実施**となります。

運営基準（②～④追加）

- ① 身体拘束等を行う場合の記録を作成すること。
 - ② 身体拘束等適正化のための検討委員会を定期開催し、検討結果の周知徹底を図ること。
 - ③ 身体拘束等適正化のための指針の整備すること。
 - ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- ※ ②～④については、令和3年4月から努力義務化、令和4年4月から義務化

①～④の取組が未実施である場合、減算となる。

<減算内容>

事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から、1日につき5単位を減算する

2 届出関係の留意事項について

○加算の届出について

届出が必要な加算については、**加算の適用を希望する前月の15日までに**、関係書類を提出してください。

各種様式は群馬県ホームページに記載してあります。

それぞれの加算の固有様式の他に、下記様式は必ず提出してください。

- ①介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ②(別紙1) 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
- ③(別紙2) 勤務体制及び勤務形態一覧表

○事故報告について（参考：健福第607-4号（平成25年9月13日発））

骨折事故等が発生した場合は、原則として発生直後に電話等で概要を報告してください。

事故発生後30日以内に、事故報告書を作成し、県へ報告してください。

○変更届出について

事業所の名称、管理者、運営規定等に変更があった場合は、変更の日から10日以内に届け出てください。定員を変更する場合は、事前に障害政策課あて連絡をしてください。

3 サービス管理責任者等のみなし配置について

□注意□

令和3年度に基礎研修を受講し、みなし配置をしている方

→群馬県では、基礎研修の後に実践研修を実施しています。そのため、みなしの有効期間は3年後の実践研修の実施前に失効します。 **必ず、令和5年度の実践研修を受講してください。**

みなし期間に実践研修を受講できなかった方

→再度基礎研修を受講いただく必要はありません。直近の実践研修を受講してください。

令和4年度以降に基礎研修を修了した方

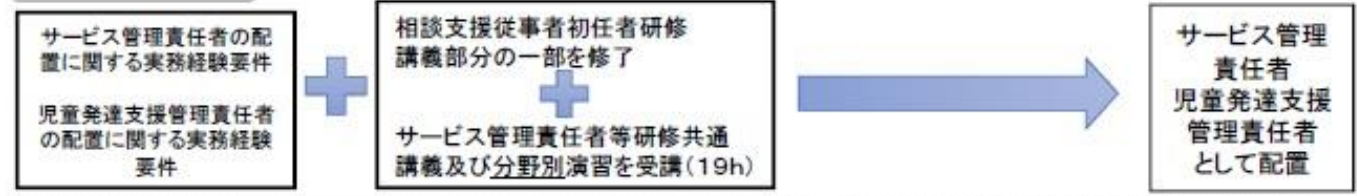
→みなしの対象となりません。原則、基礎研修修了後2年以上の実務経験を経ってから実践研修を受講してください。

※令和5年11月1日現在の情報です。 8

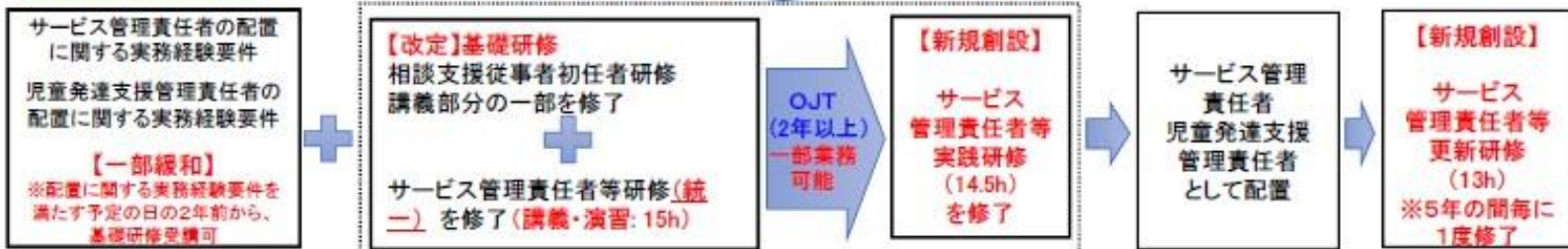
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件(注)を設定。
※令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完(予定)。
- このほか、直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新カリキュラム移行時に配置に関する実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修修了後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置。

旧



新 H31(R1)年度～



(注)一定の実務経験の要件

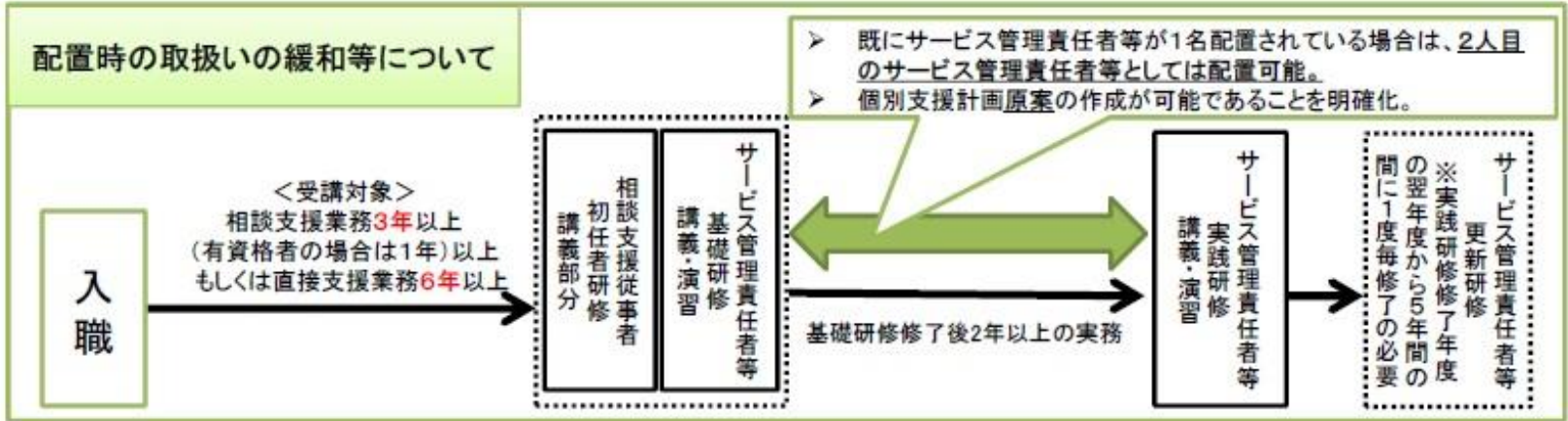
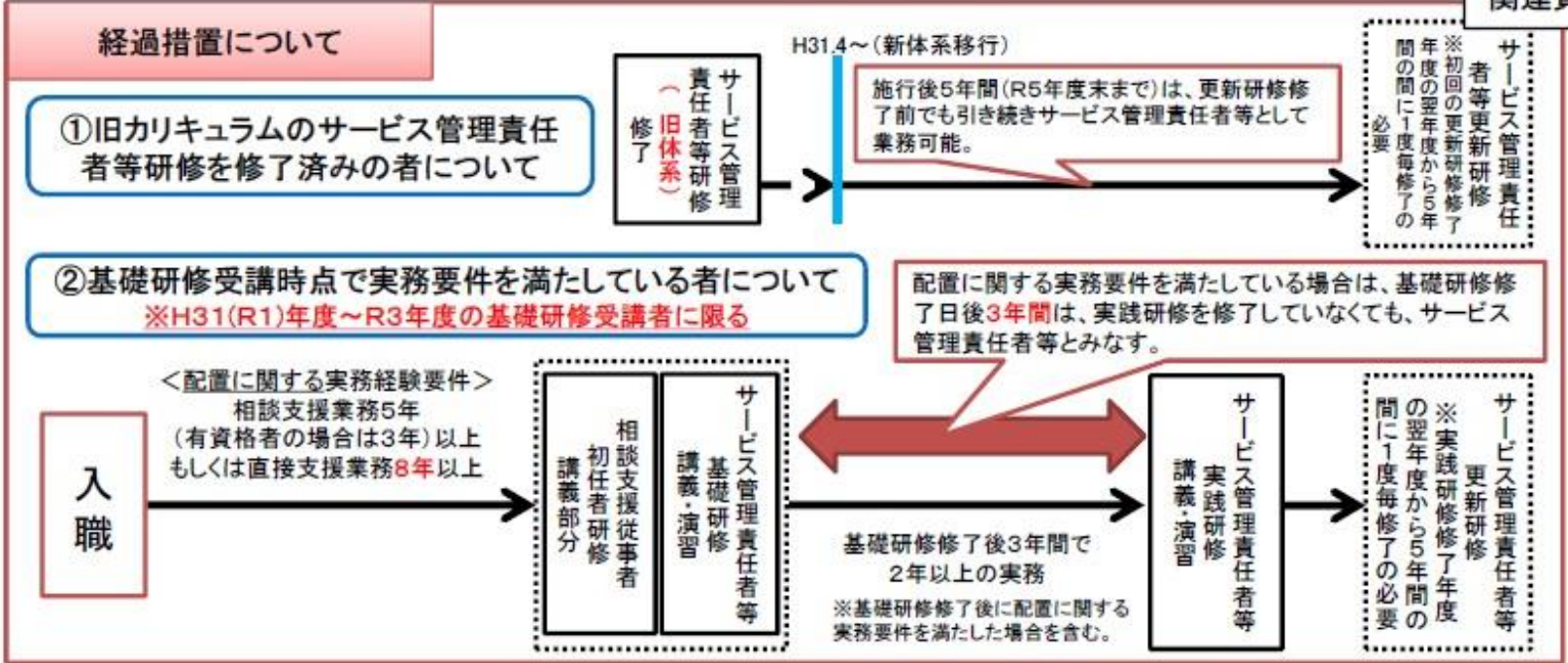
- ・実践研修:基礎研修修了後、研修受講前5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修:①研修受講前5年間に2年以上のサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員の実務経験がある
又は②現にサービス管理責任者等として従事している

【新規創設】
専門コース別研修

※令和3年度障害保健福祉関係主管課長会議資料（令和4年3月）

サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について

関連資料4



(公 印 省 略)
障 第 3 0 0 4 7 - 1 7 号
令 和 5 年 1 0 月 1 9 日

障害福祉サービス等運営法人代表者 様

群馬県健康福祉部障害政策課長 齊藤 猛

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(以下「サービス管理責任者等」)
に関する告示の改正に伴う手続きについて

本県の障害保健福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

令和5年6月30日付け事務連絡にて、別添のとおり、こども家庭庁支援局障害児支援課及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課から告示の改正について通知がありました。

改正内容のうち、「実践研修の受講に必要な実務経験(OJT)」について、以下のとおり取り扱いとなりましたので、お知らせします。

【実践研修の受講に必要な実務経験(OJT)について】

(1) 改正内容について

改正前

- ・基礎研修修了後「2年以上」の期間

改正後

- ・原則、基礎研修修了後「2年以上」の期間
- ・一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」の期間

要件 ※①～③を全て満たす必要あり

①基礎研修受講開始時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件(相談支援業務又は直接支援業務(3～8年))を満たしている。

②基礎研修修了後、サービス管理責任者等のもとで、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務(以下、個別支援計画の原案作成等の業務)を実施している。

- ・利用者について面談した上でアセスメントを行い、適切な支援内容の検討を行う。
- ・アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき個別支援計画の原案を作成する。
- ・サービス管理責任者等が開催する個別支援計画の作成に係る会議に参加する。
- ・上記原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得、個別支援計画を利用者に交付する。
- ・定期的に個別支援計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的なアセスメント(モニタリング)を行う。

※サービス管理責任者等養成に係る一連の研修の一部をなすものとして設定されたものであり、その十分な実施を担保する観点から、少なくとも計10回以上行うこと。

③指定権者に届け出ている。

(2) 手続きについて

上記届出について参考様式を定めましたので、実務経験期間の例外的な取り扱いを希望する場合は、各指定権者に届出をご提出ください。

なお、参考様式は「群馬県」「前橋市」「高崎市」で共通様式となっています。

【留意事項】

- ① 届出は、個別支援計画の原案作成等の業務に従事を開始する日から10日以内に届けてください。
- ② 届出は、2部提出してください(添付書類は1部で可)。
また、切手を貼った返信用封筒を同封してください。
- ③ 本通知日以前の取り扱いについては、令和5年11月6日(月)(必着)までに限り、実際に業務を開始した日付まで遡り、提出することを認めます。
- ④ 2人目のサービス管理責任者等として配置する場合であっても、実務経験期間の例外的な取り扱いを希望する場合は、当該届出を提出してください。

事務担当

施設利用支援係 027-226-2632

地域生活支援係 027-226-2638

※実践研修の受講に必要な実務経験(OJT)について、改正がありました。

4 新型コロナウイルス感染症報告について

令和5年5月10日付け障第981-9号通知抜粋

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う報告の見直しについて（依頼）

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが令和5年5月8日（月）に2類相当（新型インフルエンザ等感染症）から5類感染症へと移行となり、群馬県においても「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」等の廃止となりました。

しかしながら、新たな感染者の報告は続いているため、当課としては、5月8日以降も当面の間、引き続き、感染状況を速やかに把握し、感染拡大防止に向けての支援を継続していくこととしましたので、御協力をお願いします。

《従前》令和4年6月～令和5年5月

県所管の入所・通所・訪問の**全ての障害福祉サービス施設等**にて、入所（利用）者又は職員に陽性者が発生した場合、保健所及び県障害政策課に報告（陽性者1人でも報告）

《見直し後》令和5年5月～当面の間

・県所管の**障害児者入所施設・共同生活援助**の入所者又は職員に陽性者が発生した場合に県障害政策課へ連絡（陽性者1人でも連絡）

※土日祝日は、緊急用のメールアドレスを活用 shougai-kinkyu@pref.gunma.lg.jp

配信中の新型コロナウイルス感染症対策動画について

①タイトル：「新型コロナウイルス感染症医療施設クラスター予防」

内容：医療施設でのクラスターを予防するための具体的な方法について、前橋赤十字病院の林先生がわかりやすく解説しています。（約12分）

URL：<https://youtu.be/G0hCr-EMT0c>



②タイトル：「高齢者施設等における施設長向け感染対策動画」

内容：高齢者施設でのクラスター対策チーム活動を通してお話ししたいこと。施設でのコロナ陽性者発生を経験して(約65分)

URL：<https://www.youtube.com/watch?v=xB8mqggVWjk>



③タイトル：「障害者施設等における感染対策動画」

内容：障害者施設等でのクラスター体験談
障害者支援施設等における感染症対策について（約65分）

URL：<https://youtu.be/9xg6wF7lbQ4>



障害児の新たな移行調整の枠組みの構築【令和5年度末】

1 概要

平成 24 年施行の児童福祉法改正により、18 歳以上となった者は、障害者施策において成人として適切な支援を行っていくこととしたが、移行調整が十分進まず、多くの 18 歳以上の者が障害児入所施設に留まっている状況がある。

このため、現入所者が移行先が見つからないまま退所させられることがないよう、累次にわたり、障害児入所施設の指定をもって、障害者支援施設の基準を満たすとする「みなし規定」を延長し、経過的な入所を継続してきた。

障害児の新たな移行調整の枠組みの構築【令和5年度末】

成人としての基準を満たさないまま「みなし規定」により継続する「経過的サービス費」の支給は、最終的な期限を令和5年度末までとすることが適当とされている。

それまでの間に、都道府県等の下で、関係者がそれぞれの役割を果たしながら連携し、みなし規定終了に向けて、当事者一人一人の「固有の尊厳の尊重」が促進されるよう移行調整を加速させる必要がある。

障害児の新たな移行調整の枠組みの構築【令和5年度末】

2 「協議の場」の設置

- 各都道府県・政令市において、障害児入所施設の入所者が、円滑に成人期に相応しい環境へ移行できるように、関係機関が連携・協力して調整等を行う場として、「協議の場」の設置が求められる。
- 「協議の場」での調整等を通じ円滑な移行調整を進めるべき対象範囲は、都道府県・政令市自らが措置・給付決定を行っている障害児入所施設の入所者であるため、入所先の施設が、自らの都道府県・政令市以外に所在する場合も含まれる点に留意をいただきたい。また、「福祉型」だけでなく、「医療型」を含めた障害児入所施設全体の者について対象とするものである点に留意いただきたい。

障害児の新たな移行調整の枠組みの構築【令和5年度末】

3 「協議の場」での主な検討内容

① 管内の移行対象者の把握・情報共有・進捗管理

管内（都道府県が措置・給付決定を行っている障害児入所施設）の移行対象者を把握し、関係者間の情報共有や進捗管理を行う。

② 広域調整

関係団体の協力も得て、地域資源（グループホーム等）の定員状況等を共有し、円滑な移行につなげる。

③ 個別ケース会議

移行調整が難しい事例について、課題把握や調整等を行う。

④ 地域資源開発

個別ケースを通じて、移行先として必要な地域資源について中長期的な見通しをもって議論し、障害福祉計画等へ反映させていく。

障害児の新たな移行調整の枠組みの構築【令和5年度末】

3 「協議の場」の想定される主な構成員

① 本人（及び保護者）

② 自治体（都道府県及び政令市）・市町村・児童相談所

- i) 都道府県等(主に障害児入所施設への措置・給付決定の実施主体である都道府県等)
- ii) 児童相談所（障害児入所施設への措置・契約に関与する児童相談所）
- iii) 市町村（主に移行先となりうる成人サービスの給付決定の実施主体となる市町村）

③ 障害児入所施設（福祉型・医療型ともに）

④ 基幹相談支援等地域の中核となる相談支援事業所/相談支援事業所

障害児の新たな移行調整の枠組みの構築【令和5年度末】

障害児入所施設から成人サービスへの移行調整の流れイメージ

Step1 : 障害児入所施設への入所時点 (責任主体: 都道府県・政令市)

○ 都道府県(政令市)が入所決定(保護者の居住地の都道府県(政令市)において給付決定or措置決定)

Step2 : 一定年齢からの移行準備・調整 (責任主体: 都道府県・政令市)

	都道府県・政令市	市町村 (移行後の支給決定主体)	児童相談所	障害児入所施設	相談支援事業所	障害者支援施設・GH等	特別支援学校等	本人・保護者	
1	施設職員(SW等)が本人と保護者に面談・調整し、移行先(GH等)の候補の仮決定 体験利用等の結果、移行先(GH等)が変更の場合は再試行	① 管内の移行対象者(15歳以上)を把握し、障害児入所施設(SW等)の調整状況を適宜把握	③ 都道府県等と連携等へ参画	② 措置の場合は、障害児入所施設職員(SW等)と連携して面談・調整	② 職員(SW等)が本人の意思決定支援を行いつつ、保護者とも面談し、移行先(GH等)の候補を選定	③ ケース会議等へ参画	③ ケース会議等へ参画	② 施設職員(SW等)をはじめとする関係者と移行に向けた面談	
2	移行先(GH等)の候補地に近い相談支援事業所と施設職員(SW等)と連携し、移行先(GH等)の体験利用を進める。	② 障害児入所施設からの要請を受け、地域移行支援・体験利用の措置・給付決定	① 措置の場合は、障害児入所施設等と連携	① 移行先(GH等)に近い相談支援事業所(基幹相談支援センター等)へ移行に係る相談(体験利用調整等)を依頼するため、都道府県へ措置・給付決定を要請	③ 体験利用の具体的調整等	④ 体験利用の受け入れを行う	④ 体験利用の実施		
3	移行調整過程で困難が生じた場合は、都道府県等の協議の場で検討・調整	① 調整状況により協議会を開催	② 要請に応じ、協議会へ参画	② 要請に応じ、協議会へ参画	① 調整状況により協議会開催を都道府県に依頼	② 要請に応じ、協議会へ参画	② 要請に応じ、協議会へ参画	② 要請に応じ、協議会へ参画	
4	移行先(GH等)・移行時期を決定する	② 移行先(GH等)が絞られてきた段階で、相談支援事業所を通じ、市町村(移行後の支給決定主体)へ相談	③ 相談支援事業所からの相談を受け、具体的調整を開始	① 措置の場合は、障害児入所施設等と連携	① 本人・保護者へ意思確認を行う	② 都道府県の要請を受け、市町村(移行後の支給決定主体)に具体的調整を開始	① 障害児入所施設(SW等)からの受入開始時期等の相談に応じる	① 障害児入所施設(SW等)からの移行時期等の相談に応じる	① 移行先・移行時期を決定

(注)「GH」=グループホーム、「SW」=ソーシャルワーカー

障害児の新たな移行調整の枠組みの構築【令和5年度末】

※「Step3」の1は、「Step2」の4と同時並行的に行われるものと想定

Step3 : 移行先に係る具体的な利用調整・支給決定(責任主体:市町村)									
		都道府県	市町村 (移行後の支給決定主体)	児童相談所	障害児入所施設	相談支援事業所	障害者支援施設・GH等	特別支援学校等	本人・保護者
1	相談支援事業所が移行先(GH等)における具体的な支援の調整、サービス等利用計画案の作成			① 措置の場合は相談支援事業所と連携	① 相談支援事業所と連携	① 本人・保護者と面談し、サービス等利用計画案の作成を行う			① 相談支援等と面談をし、今後利用する障害福祉サービスを決めて行く
2	支給決定の申請を市町村に行い、支給決定を行う		② 障害福祉サービスの支給決定			① 市町村へ支給決定の申請(本人の代行)			① 市町村へ支給決定の申請(本人の代行)
3	入所時から継続して関わってきた相談支援事業所が、その後の地域定着を支援する	② 相談支援事業所等から、適宜定着状況の報告を受ける	① 障害福祉サービスの支給等	② 適宜、相談支援事業所と連携	② 適宜、相談支援事業所と連携	②障害福祉サービスの利用状況をモニタリングし、障害児入所施設等と連携しつつ、定着まで伴走	① 本人と契約し、施設障害福祉サービス計画等を作成し、支援を開始 (※やむを得ない措置の場合は措置委託を受ける)		① 障害福祉サービスの契約を結び、利用を開始

障害児の新たな移行調整の枠組みの構築【令和5年度末】

都道府県・政令市の協議の場の運営のイメージ

【目的】

障害児入所施設の入所児童が円滑に成人期に移行できるよう、移行調整が難しい個別ケースに対して、都道府県の呼びかけのもとで各関係機関が連携・協力して調整を行うとともに、移行先として必要な地域資源の整備等の必要事項を協議する。
(※既存の自立支援協議会の活用も想定)

協議の場における検討内容

①管内の移行対象者の把握・情報共有・進捗管理

管内(都道府県が措置・給付決定を行っている障害児入所施設)の移行対象者を把握し、関係者間の情報共有や進捗管理を行う。

②広域調整

関係団体の協力も得て、地域資源(グループホーム等)の定員状況等を共有し、円滑な移行につなげる。

③個別ケース会議

移行調整が難しい事例について、課題把握や調整等を行う。(⇒以下参照)

④地域資源開発

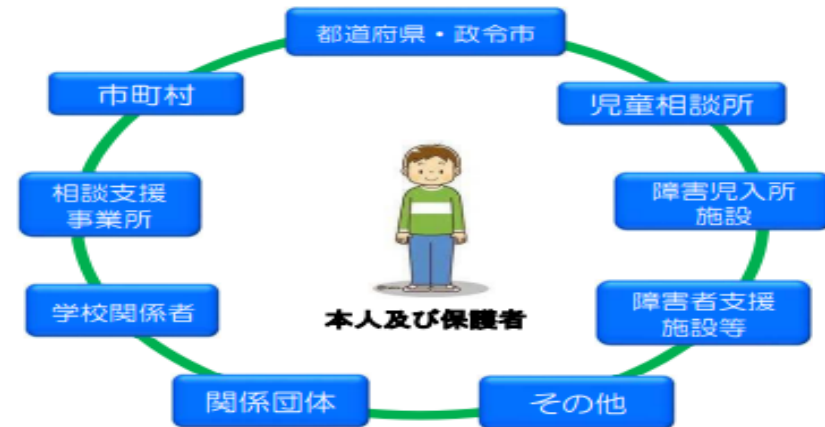
個別ケースを通じて、移行先として必要な地域資源について中長期的見通しをもって議論し、障害者福祉計画等へ反映させていく。

個別ケース会議の検討内容

○ 移行調整が難しい個別事例について、具体的な成人期への移行に向けた支援内容等を把握し、検討する。協議事項としては、次のようなものが考えられる。

- ① 移行が難しい事例の状況把握や課題点の確認
- ② 必要な移行先条件や支援内容等の検討
- ③ 支援方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
- ④ 特別な事情により移行困難な場合の入所延長(22歳まで)の判断

関係者イメージ



※個別ケース会議の際には、個々のケースに応じて必要な関係者を参集する。